

世界のサイフ

追加型投信／海外／債券



ファンドの概要

設定日：2006年12月15日 償還日：2026年10月13日
 決算日：原則毎月12日 収益分配：決算日毎（第2期以降）

【ファンドの特色】

1. 原則として高金利の10通貨を選定し、当該通貨建ての短期債券などに投資します。
2. 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

運用実績

※このレポートでは基準価額および分配金を1万口当たりで表示しています。
 ※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、
 それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。
 ※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を
 約束するものではありません。

<基準価額の推移>



基準価額：1,925円
 純資産総額：110.08億円

<基準価額の騰落率>

1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
-0.72%	0.42%	-0.23%	4.01%	41.56%	15.92%

※基準価額の騰落率は、当ファンドに分配金実績があった場合に、
 当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上
 のものである点にご留意下さい。

<基準価額騰落の要因分解>

前月末基準価額	1,949円	
当月お支払いした分配金	-10円	
為替要因	コロンビアペソ	9円
	イギリスポンド	-5円
	ニュージーランドドル	-3円
	カナダドル	-3円
	メキシコペソ	-7円
	オーストラリアドル	-3円
	アメリカドル	-4円
	ノルウェークローネ	-2円
	チリペソ	-3円
債券要因	ポーランドズロチ	-1円
	インカムゲイン	7円
	キャピタルゲイン	3円
その他	-3円	
当月末基準価額	1,925円	

※上記の要因分解は、概算値であり、実際の基準価額
 の変動を正確に説明するものではありません。傾向
 を知るための参考値としてご覧ください。

※分配金込み基準価額は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当
 該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のもの
 である点にご留意下さい。

※基準価額は、信託報酬（後述の「手数料等の概要」参照）控除後の値
 です。信託報酬の詳細につきましては、後述の「手数料等の概要」を
 ご覧ください。

<資産構成比率>

マルチカレンシーファンド クラスB	98.6%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%
現金・その他	1.3%

<分配金実績（税引前）と決算日の基準価額>

	設定来合計	直近12期計	24・2・13	24・3・12	24・4・12	24・5・13	24・6・12
分配金	7,170円	120円	10円	10円	10円	10円	10円
基準価額	-	-	1,973円	1,955円	2,027円	2,063円	2,059円
	24・7・12	24・8・13	24・9・12	24・10・15	24・11・12	24・12・12	25・1・14
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
基準価額	2,102円	1,919円	1,830円	1,939円	1,929円	1,905円	1,919円

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

マルチカレンシーファンド クラスBのポートフォリオの内容

※日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドより提供された情報です。

<通貨別構成比>

コロンビアペソ	12.8%
ポーランドズロチ	11.5%
チリペソ	11.3%
メキシコペソ	11.2%
アメリカドル	9.5%
イギリスポンド	9.0%
ニュージーランドドル	8.9%
ノルウェークローネ	8.9%
カナダドル	8.6%
オーストラリアドル	8.4%
その他	0.0%

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※その他は円などです。

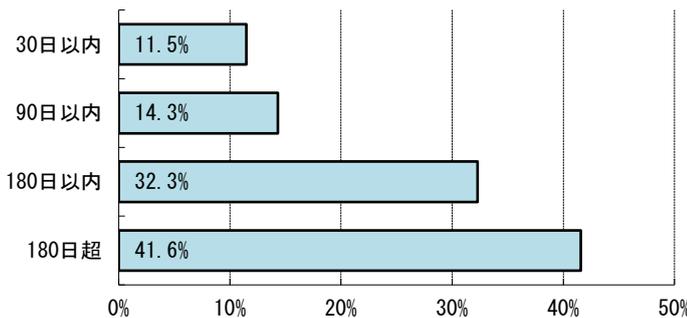
<格付別構成比>

短期金融商品	P-1	11.5%
	P-2	0.0%
	P-3以下	0.0%
	平均格付	P-1
債券	Aaa	55.1%
	Aa	13.0%
	A	20.0%
	Baa以下	0.0%
	平均格付	Aa2

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※格付はMoody's、S&Pのうち、高い格付を採用しています。
※短期金融商品はコマーシャルペーパーや短期のソブリン債などです。

※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

<残存別構成比>



※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※変動利付債は次回利払い日までの日数で計算しています。

<公社債種別構成比>

ソブリン債	48.5%
社債・その他	51.2%
社債	39.7%
ABS	0.0%
コマーシャルペーパー	11.5%
その他	0.0%

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※ソブリン債は国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債などです。

<ポートフォリオの特性値>

ポートフォリオの最終利回り	6.01%
ポートフォリオの平均残存日数	150日
組入債券の銘柄数	16銘柄

※最終利回りは、個別債券および短期金融資産について加重平均したものです。
※最終利回りは、債券および短期金融資産を満期まで保有した場合の利回りです。将来得られる期待利回りを示すものではありません。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

◎市場環境

【カナダ】

カナダドルは円に対して下落しました。カナダの中央銀行が政策金利を引き下げたことや、米国新政権がカナダからの輸入品に関税を課すことを検討しているとの報道などがカナダドルの重しとなったことに加え、金融政策決定会合で利上げを実施するかどうか議論して判断するとの日銀総裁の発言を受けて利上げ観測が強まったこと、その後日銀が同会合で追加利上げを決定し、物価見通しを上方修正したことなどが円高要因となり、カナダドルは円に対して下落しました。

【オーストラリア】

オーストラリアドルは円に対して下落しました。米国新政権が中国からの輸入品に追加関税を課すことを検討しているとの報道を受けて主要貿易相手国である中国との貿易への悪影響が警戒されたことや、オーストラリアのコアインフレ率の指標となる消費者物価指数（CPI）のトリム平均値が鈍化傾向を示し、オーストラリア準備銀行（RBA）の利下げ期待が強まったことなどがオーストラリアドルの重しとなったことに加え、金融政策決定会合で利上げを実施するかどうか議論して判断するとの日銀総裁の発言を受けて利上げ観測が強まったこと、その後日銀が同会合で追加利上げを決定し、物価見通しを上方修正したことなどが円高要因となり、オーストラリアドルは円に対して下落しました。

【アメリカ】

アメリカドルは円に対して下落しました。米国の雇用統計が労働市場の堅調さを示したことや、米国大統領の積極的な関税政策がインフレ圧力を高めるとの懸念がアメリカドル高要因となったものの、米国のエネルギーと食品を除く消費者物価指数（コアCPI）が市場予想を下回り米国の長期金利が低下したことや、金融政策決定会合で利上げを実施するかどうか議論して判断するとの日銀総裁の発言を受けて利上げ観測が強まったこと、その後日銀が同会合で追加利上げを決定し、物価見通しを上方修正したことなどから、円に対して下落しました。

【メキシコ】

メキシコペソは対円で下落しました。日銀がタカ派（景気に対して強気）的な姿勢を強めて、1月に政策金利を引き上げたことを受けて、円が上昇しました。また、インフレが十分に抑制されていることを反映して米国債利回りが低下するなか、これと逆相関の関係がある円は一段と上昇しました。当月下旬に、米国がメキシコに対して25%の追加関税を課すことを表明するなか、自国通貨ペソにさらなる下落圧力がかかりました。両国首脳協議を受けて、米国は関税発動を1ヵ月延期することを土壇場で決定しましたが、リスクは依然として高い状態にあります。

【チリ】

チリペソは対円で下落しました。日銀がタカ派（景気に対して強気）的な姿勢を強めて、1月に政策金利を引き上げたことを受けて、円が上昇しました。また、インフレが十分に抑制されていることを反映して米国債利回りが低下するなか、これと逆相関の関係がある円は一段と上昇しました。当月下旬に、チリの中央銀行は、外部環境に関する不透明感などを理由に、全会一致で政策金利を5.00%に据え置くことを決定しました。同中銀は、国内のインフレリスクが上振れ方向にあるとみており、金融政策の決定において慎重な姿勢が必要であることを示しました。また、インフレ期待を抑制するために、柔軟に取り組むことを再確認しました。

【イギリス】

イギリスポンドは円に対して下落しました。英国の消費者物価指数（CPI）、鉱工業生産、小売売上高が市場予想を下回ったことなどがイギリスポンドの重しとなったことに加え、金融政策決定会合で利上げを実施するかどうか議論して判断するとの日銀総裁の発言を受けて利上げ観測が強まったこと、その後日銀が同会合で追加利上げを決定し、物価見通しを上方修正したことなどが円高要因となり、イギリスポンドは円に対して下落しました。

【ニュージーランド】

ニュージーランドドルは円に対して下落しました。米国新政権が中国からの輸入品に追加関税を課すことを検討しているとの報道を受けて主要貿易相手国である中国との貿易への悪影響が警戒されたことや、オーストラリア・ニュージーランド銀行（ANZ）が発表した企業景況感指数が悪化したことなどがニュージーランドドルの重しとなったことに加え、金融政策決定会合で利上げを実施するかどうか議論して判断するとの日銀総裁の発言を受けて利上げ観測が強まったこと、その後日銀が同会合で追加利上げを決定し、物価見通しを上方修正したことなどが円高要因となり、ニュージーランドドルは円に対して下落しました。

【ノルウェー】

ノルウェークローネは円に対して下落しました。ノルウェーの主要輸出品である原油の価格が上昇したことなどがノルウェークローネの支援材料となったものの、ノルウェーの消費者物価指数（CPI）が市場予想を下回ったことや、ノルウェーの中央銀行総裁が今後利下げを開始する可能性を示唆したことがノルウェークローネの重しとなったことに加え、金融政策決定会合で利上げを実施するかどうか議論して判断するとの日銀総裁の発言を受けて利上げ観測が強まったこと、その後日銀が同会合で追加利上げを決定し、物価見通しを上方修正したことなどが円高要因となり、ノルウェークローネは円に対して下落しました。

【コロンビア】

コロンビアペソは対円で上昇しました。コロンビアの中央銀行は、0.25%の利下げが実施されるとの市場予想に反して政策金利を9.50%に据え置くことを決定しました。また、不法移民の送還に関する議論で米国と前向きな解決に至ったことから、関税に関する当面の脅威は回避されました。コア消費者物価指数（CPI）の上昇率は前年同月比5.65%と概ね市場予想通りとなり、前月から小幅に減速しました。足もとでは、世界中の市場でリスクオフの様相が強まるなか米ドルが大幅に上昇し、新興国の為替市場でボラティリティ（変動性）が高まっていることから、コロンビアの中央銀行は慎重な姿勢を示しています。

【ポーランド】

ポーランドズロチは対円で下落しました。日銀がタカ派（景気に対して強気）的な姿勢を強めて、1月に政策金利を引き上げたことを受けて、円が上昇しました。また、インフレが十分に抑制されていることを反映して米国債利回りが低下するなか、これと逆相関の関係がある円は一段と上昇しました。12月のコア消費者物価指数（CPI）の上昇率は前年同月比4.0%と、市場予想や前月を下回りました。こうした良好な兆しがあるにもかかわらず、ポーランドの中央銀行は政策金利を5.75%に据え置きました。今後の利下げの時期については不透明な状況が続いていますが、市場では年内の利下げが織り込まれています。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

◎運用概況

当ファンドでは、高い収益を得ることを目的としながら、格付けの高い金融商品に幅広く投資しています。当ファンドの基準価額（分配金考慮後）は、前月末比で下落しました。多くの投資対象通貨が当ファンドの基準通貨である日本円に対して下落しました。一方で、保有債券からの受取利息と保有債券の価格上昇が当ファンドのリターンに寄与しました。

◎今後の見通し

米国では、当月にトランプ氏が大統領に就任して以降、多くの変化がありました。トランプ大統領は、就任後の最初の数日間で多くの大統領令に署名しており、南部国境を巡る国家非常事態やエネルギーに関する国家非常事態を宣言しました。また、米国で生まれた子どもに自動的に米国籍を与える「出生地主義」の見直しや2021年1月の連邦議会議事堂襲撃事件で有罪となった襲撃犯への恩赦、メキシコ湾から「アメリカ湾」への改称などに関する大統領令も発令しており、さらにパナマ運河の奪還も目指しています。トランプ大統領は、2月からメキシコとカナダからの輸入品に25%、中国からの輸入品に10%の追加関税を課す大統領令を発令しました。しかし、メキシコとカナダについては、土壇場で追加関税の適用開始を1ヵ月延期する大統領令を発令し、本格的な貿易戦争は回避されましたが、中国に対する追加関税は予定通り適用開始されました。中国は報復措置として、米IT大手に対する独占禁止法違反の調査や重要鉱物の輸出規制強化、米国からの輸入品の一部に追加関税を課すことなどを発表しており、米国との交渉が成立しない場合には、報復措置は2月中に発効となります。また、トランプ大統領は、欧州連合（EU）加盟国が米国産の原油や天然ガスをより多く購入しなければ関税を課すことを示唆し、EUに対して圧力をかけています。

トランプ氏が過去に実施した追加関税措置の影響の大部分は国内で負担されており、その結果、米国の経済成長率が低下し、インフレ率が上昇したことが指摘されています。米国経済については、相対的な力強さから短期的にはこうした影響を回避できる一方で、近隣諸国や貿易相手国の場合については、米国への依存度が極めて大きいことから経済成長への打撃が大きくなるという見方もあります。関税政策の影響の大きさは、関税がいつまで続くのかや、貿易相手国からの報復措置などによって左右されるとみています。米国連邦準備制度理事会（FRB）は政策金利の調整にあたって、「今後の経済指標の動向や変化する経済の見通し、リスクのバランスなどを慎重に精査する」という姿勢を示しています。2024年9月の米国連邦公開市場委員会（FOMC）で0.50%の大幅利下げに踏み切ったことに続き、11月と12月にもそれぞれ0.25%の利下げが実施されましたが、当月のFOMCでは政策金利を据え置きました。12月の会合では2025年の政策金利の見通しが更新され、FRBによる金融緩和とサイクルは緩やかな緩和という「新局面」に移行しています。米国の政策金利に対する市場の観測を示す翌日物金利スワップ（OIS）市場は、2025年も緩やかな追加利下げが実施されることを織り込んでいます。

欧州では、欧州中央銀行（ECB）による政策金利の引き下げなどにより、金融環境は概ね緩和的な状況となっています。ECBは、1月の理事会で市場予想通り政策金利を0.25%引き下げることを選択しました。ラガルド総裁の比較的ハト派（景気に対して弱気）的な声明を受けて、域内の債券利回りは低下しました。欧州経済に対する見方がかなり悲観的なものとなっているなか、市場では、2025年に追加利下げが実施されることが織り込まれています。インフレについては、1月のユーロ圏消費者物価指数（HICP）の総合指数の上昇率（速報値）は前月比で0.3%減となり、市場予想をわずかに上回りました。また、前年同月比では2.5%となり、前月から加速するとともに市場予想を上回りました。トランプ米大統領の関税に関する発言は市場にとって好意的なものではなく、いくつかの関税措置が実施される可能性が高いと見込まれており、欧州連合（EU）と米国の貿易関係が悪化することにより、ユーロ圏の物価に対する上昇圧力と、経済に対する下押し圧力がかかる可能性があります。

英国では、労働党政権が示した予想以上に積極財政型の秋季予算案を受けて、英国債やポンドに対する投資家の監視の目が厳しさを増しており、これに対処するため、リーブス財務相は英国の経済成長を促進するための具体的な政策を示しました。しかし、政策案の多くは既に発表されていたものであり、財務相が支持を表明したヒースロー空港の第3滑走路建設計画についても、計画完了が極めて先になる可能性があることから、短期的な経済成長の道筋が大幅に改善される可能性や、予算責任局（OBR）がGDP成長率の見通しを引き上げる可能性は低いと思われます。一方、政府支出の増加や増税、経済の停滞が見込まれることに加えて、トランプ米大統領による関税政策の悪影響や景気見通しの悪化の可能性などを背景に、財政赤字の拡大に対する投資家の目は厳しくなるでしょう。こうした背景から、イングランド銀行（BOE）は緩やかなペースで金利正常化に向けた取り組みを維持し、賃金やサービス価格の上昇率が予想外に下振れすることが続かなければ、四半期毎に1回程度の利下げ実施にとどめる可能性が高くなるとみています。翌日物金利スワップ（OIS）市場では、2025年中に追加利下げが実施されることを織り込んでいます。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

オーストラリアでは、オーストラリア準備銀行（RBA）が2024年12月の金融政策決定会合で政策金利を据え置くことを決定し、今後の政策判断は経済指標次第という姿勢を改めて表明しました。議事要旨でハト派（景気に対して弱気）的な姿勢が示されたことから、市場では、RBAの次の一手は利下げになることが予想されており、早ければ2月の会合で利下げが実施されることがある程度の確率で織り込まれています。2024年第3四半期のGDP成長率は前年同期比0.8%増となり、コロナ禍で大幅に落ち込んだ時期以来の低い伸びとなりました。引き締めの金融環境の影響などを背景に、裁量的な消費支出を中心に家計消費が引き続き伸び悩んでいます。労働市場では、2024年12月の失業率は4.0%に上昇し、2022年の後半から大幅に悪化しています。これに反して、雇用は堅調に伸びており、12月の雇用者数はパートタイム雇用者の急増を受け、前月比で約5万6,000人増加しており、労働参加率も高い水準での推移が続いています。

ニュージーランドでは、株式市場が前向きに推移していることや、高止まりしているように思われた10年債実質利回りが低下傾向にあることから、金融環境に緩和の兆しが見られています。ニュージーランドの経済指標は依然として低調に推移しており、12月の購買担当者景気指数（PMI）は、製造業PMIとサービス業PMIの両方で景気拡大・縮小の分かれ目となる50を下回っています。金利の低下が投資や消費を促すことによって、2025年のGDP成長率は回復すると予想されていますが、労働市場では、2024年第3四半期の失業率が4.8%となり、前四半期から上昇しました。また、同期間の労働市場では、市場予想を下回る雇用者数の減少や労働参加率の低下が示されました。

ノルウェーでは、ノルウェー銀行（中央銀行）が比較的タカ派（景気に対して強気）的な姿勢を維持しています。当ファンドでは、今回の緩和サイクルは小幅なものになると予想してきましたが、同中銀総裁は当月の金融政策決定会合で、「インフレ率を目標範囲内で安定的に推移させるためには、引き続き引き締めの金融政策が必要であると判断しているが、金融政策を緩和する時期は間近に迫っている」と述べました。同中銀は、次回3月の金融政策決定会合で利下げに踏み切る可能性があることを示唆しており、市場では、2025年中の利下げが織り込まれています。ノルウェーの経済活動は予想よりも持ちこたえているように思われる一方で、インフレ率は目標近辺に近づいており、インフレ圧力もこれまでの予想よりもやや抑制されているように思われます。

カナダでは、カナダ銀行（中央銀行）のバランスシート縮小による重しの軽減や実質金利が全体的に低下していることなどから、金融環境が緩和しつつあることが示されています。こうした状況を踏まえて、カナダ銀行は1月の金融政策決定会合で政策金利を0.25%引き下げて3.00%にすることを決定しました。同時に、バランスシートの正常化を完了し、量的引き締めを終了する計画も発表し、早ければ2025年3月から資産購入を再開するとしています。同中銀は、トランプ米大統領の関税政策の脅威により、通常以上に不確実性が高まっていることや、金融市場や企業の意思決定に影響を及ぼすことを認識しています。同中銀は、2025年と2026年のGDP成長率が平均1.8%増になると予想しています。市場では、2025年中に追加利下げが行われることを予想しています。しかし、当ファンドでは、米国がカナダからの輸入品に25%の追加関税を数ヶ月以上にわたって課す場合には、カナダ経済への影響を緩和するためにより積極的に利下げを実施すると予想しています。

新興国市場では、米国連邦準備制度理事会（FRB）の利下げペースが予想よりも鈍化し、2025年の米国の経済成長見通しが強まることによる影響への対処に投資家が苦慮するなかで、厳しい環境に直面しています。こうしたなか、財政状態が不安定な国に対する投資家の目が厳しさを増しており、ブラジルなど一部の新興国債券市場では債券の価格調整が進んでいます。米国による経済制裁の可能性に対する懸念の高まりを背景に、新興国通貨のボラティリティ（変動性）の上昇に拍車がかかっています。こうした背景を踏まえれば、新興国市場の様々な資産でパフォーマンスが低くなっていることは、ある意味当然といえるでしょう。2025年を展望すると、新興国市場は依然として経済大国である米国と中国の影響を強く受ける状態となっており、新興国市場の経済成長は極めて不透明な状況にあります。米国の政策転換が、新興国経済全体に波及するネガティブな供給の変化をもたらす可能性があります。2025年の新興国市場では、サービス価格上昇の減速が主因となり、総合インフレ率が緩和されるとみえますが、財価格については、米国によって実施される可能性がある関税政策の影響や新興国通貨の下落が主因となり、一時的に上昇する可能性があります。新興国市場のインフレ動向は、地域的なばらつきがより顕著になっています。経済や労働市場の状況は地域によって大きく異なることから、インフレ動向の違いが引き続き新興国市場の見通しを形作ることになるでしょう。最近では、トランプ米大統領の関税政策の決定に注目が集まっており、米国への不法入国者の送還を巡りコロンビアに対して関税引き上げの脅しを行ったことや、メキシコからの輸入品に対して25%の関税を課すと発表したことなどが挙げられます。また、近々予定されているトランプ大統領と中国の習近平国家主席の電話会談では、最近発動された中国からの輸入品に対する10%の追加関税が軽減される可能性もあります。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

■お申込みメモ

商品分類	追加型投信／海外／債券
購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
信託期間	2026年10月13日まで(2006年12月15日設定)
決算日	毎月12日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・英国証券取引所の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。 ※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※配当控除の適用はありません。 ※益金不算入制度は適用されません。

■手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

<申込時、換金時にご負担いただく費用>

購入時手数料	購入時の基準価額に対し2.2%(税抜2%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。 《ご参考》 (金額指定で購入する場合) 購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。 ※上記の計算方法と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 (口数指定で購入する場合) 例えば、基準価額10,000円のとときに、購入時手数料率2.2%(税込)で、100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。 購入金額=(10,000円/1万口)×100万口=100万円、購入時手数料=購入金額(100万円)×2.2%(税込)=22,000円となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額102万2,000円をお支払いいただくこととなります。
--------	---

換金手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

運用管理費用(信託報酬) 純資産総額に対し年率0.96905%(税抜0.90405%)程度が実質的な信託報酬となります。

信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率0.715%(税抜0.65%)、投資対象とする外国投資信託の組入れに係る信託報酬率が年率0.25405%程度となります。

当該外国投資信託の信託報酬率は、純資産総額や為替相場によって変動します。それに伴ない、実質的な信託報酬率も変動します。

その他の費用・手数料 目論見書などの作成・交付に係る費用および監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産から支払われます。

組入る有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。

※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■委託会社、その他関係法人

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社	販売会社については下記にお問い合わせください。 日興アセットマネジメント株式会社 [ホームページ] www.nikkoam.com/ [コールセンター] 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

■お申込みに際しての留意事項

○リスク情報

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

○その他の留意事項

当資料は、投資者の皆様に「世界のサイフ」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認ください。お客様ご自身でご判断ください。

設定・運用は 日興アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○	○
会津信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第20号			
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第143号	○		
足利小山信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第217号			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○	○	
あぶくま信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第24号			
尼崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第39号	○		
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○		
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○	○	
池田泉州T T証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○		
石巻信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第25号			
伊万里信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第18号			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○	○	
永和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第43号			
株式会社SMB C信託銀行 ※右の他に一般社団法人投資信託協会にも加入	登録金融機関	関東財務局長(登金)第653号	○	○	○
SMB C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
株式会社SBI証券 ※右の他に一般社団法人日本S T O協会にも加入	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○	
愛媛信用金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第15号			
遠州信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第28号			
大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第47号	○		
大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第45号			
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第30号	○		
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	○		
沖縄県労働金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第8号			
帯広信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第15号			
遠賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第21号			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○		
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○		
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○		
株式会社鹿児島銀行 (委託金融商品取引業者 九州F G証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○		
九州F G証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○		
九州労働金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第39号			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○		
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○	
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第52号			
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第53号	○		
京都北都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第54号			
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○		
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第234号			
近畿労働金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第90号			
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○		
呉信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第25号			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○		
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○	○	
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○		
神戸信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第56号			
コザ信用金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第7号			
湖東信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第57号			
埼玉縣信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第202号	○		
株式会社佐賀共栄銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第10号	○		
さがみ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第191号			
佐野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第223号			
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○	○	
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○		
四国労働金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第26号			
静岡県労働金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第72号			
しずおか焼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第38号			
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第5号	○	○	
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第37号	○		
芝信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第158号			
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○		
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○		

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第46号	○		
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第47号	○		
高崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第237号		○	
但馬信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第67号			
玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長 (登金) 第30号			
多摩信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第169号	○		
中央労働金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第259号			
中国労働金庫	登録金融機関	中国財務局長 (登金) 第53号			
鶴岡信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第41号			
東海東京証券株式会社 ※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入	金融商品取引業者	東海財務局長 (金商) 第140号	○	○	○
東海労働金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第70号			
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第179号	○		
東北労働金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第68号			
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第60号	○		
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長 (登金) 第3号	○		
長野県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第268号			
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第71号	○		
奈良中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第72号			
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第15号	○		
新潟県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第267号			
西尾信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第58号	○		
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第142号	○	○	○
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第49号	○		
浜松磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第61号			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長 (登金) 第5号	○		
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第81号	○		
平塚信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第196号			
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長 (登金) 第5号	○		
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長 (登金) 第44号	○		
福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長 (登金) 第32号			
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長 (登金) 第7号	○		
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長 (登金) 第24号	○		
福島信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第50号			
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第624号	○		
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長 (登金) 第7号	○		
北陸労働金庫	登録金融機関	北陸財務局長 (登金) 第36号			
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長 (登金) 第1号	○		
北海道信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長 (登金) 第19号			
北海道労働金庫	登録金融機関	北海道財務局長 (登金) 第38号			
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長 (登金) 第5号	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第164号	○	○	○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第165号	○	○	○
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第94号	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第61号	○	○	○
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第22号	○		
宮城第一信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第52号			
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第38号	○		
めぶき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第1771号	○		
杜の都信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第39号			
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第88号	○		
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第36号	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第195号	○	○	○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。
 ※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

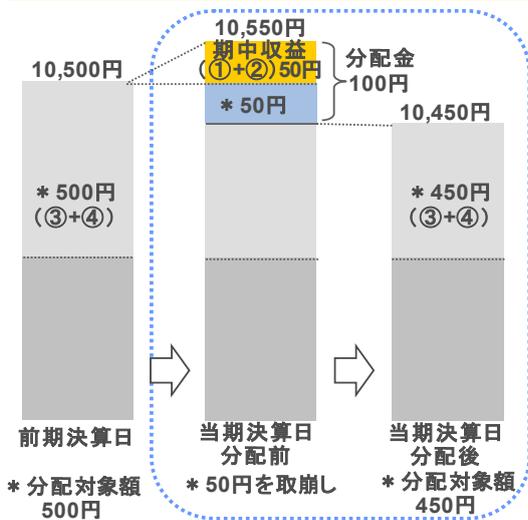
投資信託で分配金が支払われるイメージ



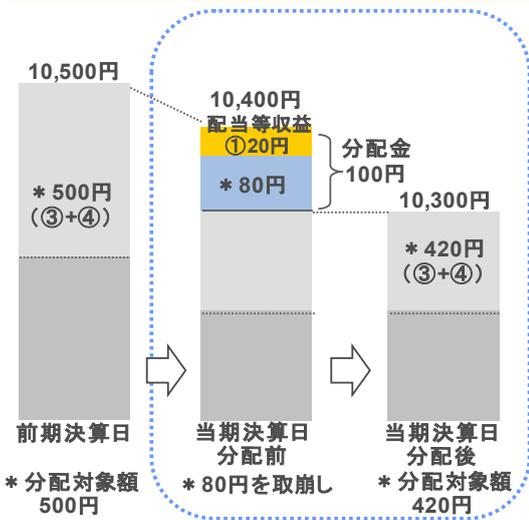
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



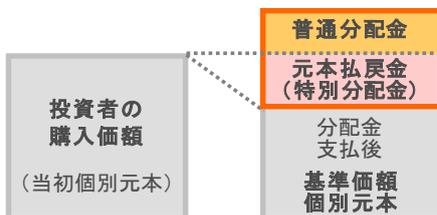
前期決算から基準価額が下落した場合



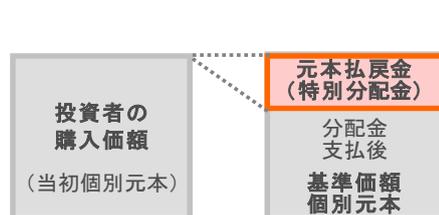
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 ※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- **普通分配金** : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- **元本払戻金 (特別分配金)** : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。